

国立市特定公共物管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、市が所有する水路等及びこれらに附属する工作物又は施設等の占用料の額を改定するため、条例の一部を改正するものである。

国立市特定公共物管理条例の一部を改正する条例案

国立市特定公共物管理条例（平成13年12月国立市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表占用料（円）の欄中

「		「														
<table><tr><td>7 5 3</td></tr><tr><td>3 2 2</td></tr><tr><td>1, 0 7 5</td></tr><tr><td>1, 0 7 5</td></tr><tr><td>1, 0 7 5</td></tr><tr><td>5 3 7</td></tr><tr><td>1, 0 7 5</td></tr></table>	7 5 3	3 2 2	1, 0 7 5	1, 0 7 5	1, 0 7 5	5 3 7	1, 0 7 5	を	<table><tr><td>7 8 7</td></tr><tr><td>3 3 7</td></tr><tr><td>1, 1 2 5</td></tr><tr><td>1, 1 2 5</td></tr><tr><td>1, 1 2 5</td></tr><tr><td>5 6 2</td></tr><tr><td>1, 1 2 5</td></tr></table>	7 8 7	3 3 7	1, 1 2 5	1, 1 2 5	1, 1 2 5	5 6 2	1, 1 2 5
7 5 3																
3 2 2																
1, 0 7 5																
1, 0 7 5																
1, 0 7 5																
5 3 7																
1, 0 7 5																
7 8 7																
3 3 7																
1, 1 2 5																
1, 1 2 5																
1, 1 2 5																
5 6 2																
1, 1 2 5																
」		」														

に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立市特定公共物管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間の特定公共物の占有等に係る占有料について適用し、同日前の期間の特定公共物の占有等に係る占有料については、なお従前の例による。